



社労士 NEWS>>>

>>> 2025.4 Vol.173

発行 >>>

社会保険労務士法人ワークデザイン URL : <https://www.waku-wakujinji.com>
〒939-8084 富山市西中野町 2 丁目 15-30 ミノワビル 2 階
Tel 076-413-3541 Fax 076-413-3542 Mail info@waku-wakujinji.com

CONTENTS >>>

1. 高 齢 者 > 高齢雇用継続給付の縮小
2. 外 国 人 > 増える外国人労働者

1. 高 齢 者

高年齢雇用継続給付の縮小

令和 7 年 4 月 1 日から、雇用保険の「高年齢雇用継続給付」が縮小され、最大 15%の支給率が 10%に下がります。高年齢雇用継続給付は、企業で働く高齢者を給与面で支援するための給付金です。本稿では、高年齢雇用継続給付の支給率縮小について、概要をお伝えします。

1. 基本的なしくみ

高年齢雇用継続給付は、60歳になった時点と比べて、賃金が75%未満に下がった状態で働き続ける高齢者に支給されます。高齢者とは、60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者を指します。60歳以降は一般的に、50歳代の時と比べて給与が下がります。そこで、給付金を支給して補填するのです。

令和7年3月31日までのルールでは、月の賃金が、

60歳になった時点と比べて61%以下となった人に、下がった賃金の15%の給付金が支給されます。15%が最大の支給率です。60歳になった時点と比べて、75%以上の賃金がもらえる人には、給付金は支給されません。

例えば、60歳になった時点の賃金が月30万円の人が、60歳以降、賃金が下がった状態で働き続ける場合、給付金は以下ようになります。

賃金が月 26 万円に低下	賃金が 75%未満になっていないので、支給率は 0%。給付金は支給されない。
賃金が月 20 万円に低下	低下率が 66.67%なので、支給率は 8.17%。 支給額は $20 \text{ 万} \times 8.17\% = \text{月 } 16,340 \text{ 円}$
賃金が月 18 万円に低下	低下率が 60%なので、支給率は 15%。 支給額は $18 \text{ 万} \times 15\% = \text{月 } 27,000 \text{ 円}$

2. 令和7年4月1日からの支給率

令和7年4月1日からは、月の賃金が、60歳になった時点と比べ64%以下になると、下がった賃金の10%相当の給付金がもらえます。10%が最大の支給率とな

ります。

例えば、60歳になった時点の賃金が月30万円の人が、60歳以降、賃金が下がった状態で働き続ける場合、給付金は以下ようになります。

賃金が月 25 万円に低下	賃金が 75%未満に下がっていないので、支給率は 0%。給付金は支給されない。
賃金が月 21 万円に低下	低下率が 70%なので、支給率は 4.16%。 支給額は $21 \text{ 万} \times 4.16\% = \text{月 } 8,736 \text{ 円}$
賃金が月 17 万円に低下	低下率が 56.67%なので、支給率は 10%。 支給額は $17 \text{ 万} \times 10\% = \text{月 } 17,000 \text{ 円}$

新しい支給率（最大10%）が適用されるのは、令和7年4月1日以降に60歳になる人です。従って、令和7年3月31日以前に60歳になる人は、古い支給率（最大

15%）が適用されます。雇用保険では、「60歳になる日」は「60歳の誕生日の前日」のことです。

■支給率早見表（令和7年4月1日以降）

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

※厚生労働省「令和7年4月1日から高齢雇用継続給付の支給率を変更します」より

3. さいごに

高齢雇用継続給付は、平成7年4月に創設され、当時の支給率は最大25%でした。その後、政府の高齢者雇用法制の見直しもあって、65歳までの雇用が一般化してきたことから、平成15年5月に最大15%に引き下げられました。政府は今後、この給付金の廃止も検討

しています。ただ、当面、この給付金は続きます。給付金の支給申請は、原則として企業がハローワークに対して行います。

手間のかかる手続きですので、当事務所でもご依頼に応じて代行しています。気軽にご相談ください。

2. 外国人

増える外国人労働者

日本では現在、約230万人の外国人労働者が企業などに雇われて働いています。外国人を雇用する事業所全体のうち、従業員30人未満の企業が6割強を占めており、中小・零細企業にとっても無関心ではられません。本稿では、厚生労働省が今年1月末に公表した「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末時点）から、主なデータを紹介します。

1. 過去最多230万人

同まとめによると、令和6年10月末時点の外国人労働者数は2,302,587人。前年と比べて253,912人増え、届出が義務化された平成19年以降、過去最多となりました。

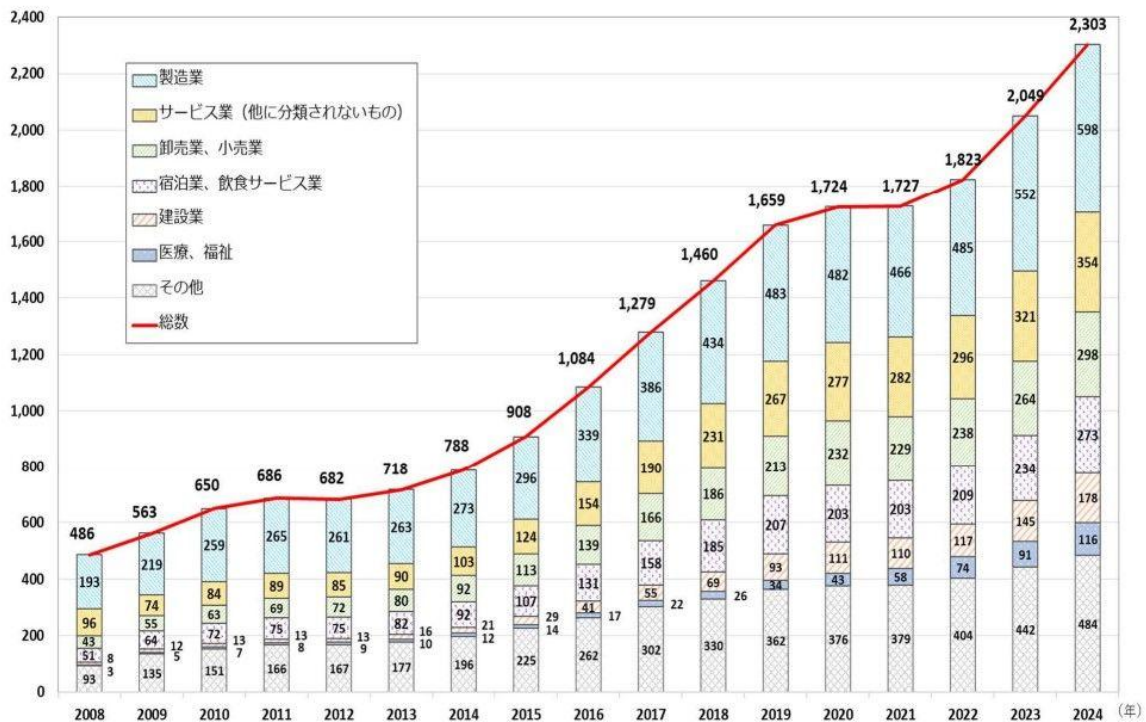
業種別では、製造業が最も多く、26.0%となっています。そのほか、サービス業（他に分類されないもの）15.4%、卸売業・小売業13.0%などとなっています。

外国人を雇う事業所数は342,087事業所で、前年比23,312事業所増え、届出義務化以降、最多を更新しました。事業所の規模別では、従業員「30人未満」が62.4%を占め、次いで「30～99人」の事業所が17.2%に上りました。

約230万人の外国人労働者のうち832,555人（36.2%）が「30人未満」の事業所で、450,054人（19.5%）が「30～99人」の事業所で働いています。

(単位：千人)

産業別外国人労働者数の推移



※厚生労働省「外国人雇用状況」届出状況のまとめ（令和6年10月末時点）より

2. ベトナムが最多

国籍別では、ベトナムが最多で570,708人、次いで中国408,805人、フィリピン245,565人となっています。前年と比べて増加率が高かったのは、ミャンマー（61.0%、43,430人増）、インドネシア（39.5%、48,032人増）、スリランカ（33.7%、9,863人増）でした。

また、在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が718,812人、「身分に基づく在留資格」（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）が629,117人、「技能実習」が470,725人などとなっています。

3. さいごに

外国人労働者を雇う場合、企業は、日本人と異なる

労務管理を求められる場面があります。例えば、雇入れや離職時には、氏名、在留資格、在留期間等を確認し、ハローワークへ届け出なければなりません。労働条件通知書などの書類について、外国語版を用意するケースも想定されます。在留管理制度の概要や在留カードの見方も知っておく必要があります。また、外国人の人権や習慣にも配慮する必要があります。

ハローワークでは、わかりやすい冊子「外国人の雇用に関するQ & A」などを用意しています。出入国在留管理庁も、「外国人の適正な雇用にご協力ください」と題したパンフレットを作っています。ぜひ、これらをご活用ください。

また、弊社でも、外国人雇用に関わる労務管理についてアドバイスしています。お困りの時には、ぜひご相談ください。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2ページ目の「増える外国人労働者」に関連する豆知識をお伝えします。

Q. 留学生をアルバイトとして雇うことは可能ですか。

A. 留学生が資格外活動許可を受けている場合、アルバイトとして雇うことができます。資格外活動許可を受けている場合は、パスポートに許可証印又は「資格外活動許可書」が交付されていますので、それを確認してください。



留学生については、一般的に、1週28時間以内を限度として勤務先や時間帯を特定することなく、包括的な資格外活動許可が与えられます（当該教育機関の長期休業期間にあたっては、1日8時間以内）。なお、資格外活動の許可を受けずにアルバイトに従事した場合は、不法就労となりますのでご注意ください。